

第102回都市計画審議会議事録

1 開催日時 令和7年6月2日(月)午後3時00分～午後5時43分

2 開催場所 川崎市役所本庁舎203・204大会議室

3 出席者

○委員

中村会長、井口委員、加藤委員、高戸委員、田倉委員、柳沢委員、大沢委員、宮下委員、吉田委員、窪田委員、大澤(仁)委員、佐々木委員、伴委員、加藤委員(代理苅部)、岩崎委員(代理萩野谷)

○事務局

まちづくり局

計画部 関口部長

都市計画課 町井課長 吉尾担当課長 川本課長補佐 玉木課長補佐 久保寺課長補佐 吉田担当係長
景観・地区まちづくり支援担当 雛元担当課長 山本担当係長

指導部建築管理課 西垣担当課長 山田担当係長

建設緑政局

富士見・等々力再編整備室 荒木担当課長 武田課長補佐 宮川担当係長

緑政部みどり・多摩川事業推進課 坂課長

環境局

施設部施設建設課 志田課長 神谷担当係長 北村担当係長

4 議題

(1) 都市計画議案

- ア 諮問第498号 川崎都市計画緑地の変更(2号等々力緑地の廃止)
- イ 諮問第499号 川崎都市計画公園の変更(5・6・301号等々力緑地公園の追加)
- ウ 諮問第500号 川崎都市計画用途地域の変更(等々力緑地公園地区)
- エ 諮問第501号 川崎都市計画高度地区の変更(等々力緑地公園地区)
- オ 諮問第502号 川崎都市計画防火地域及び準防火地域の変更(等々力緑地公園地区)
- カ 諮問第503号 川崎都市計画地区計画の決定(等々力緑地公園地区地区計画)
- キ 諮問第504号 川崎都市計画ごみ焼却場の変更(1号堤根ごみ焼却場)

(2) その他議案

- ア 諮問第505号 景観法第8条第1項に基づく川崎市景観計画の変更
(武蔵小杉周辺景観計画特定地区の変更)

(3)

- ア 「低炭素都市づくり・都市の成長への誘導ガイドライン」の改定について
- イ 「川崎市都市計画審議会低炭素都市づくり等検討及び評価小委員会運営要領」の改定について

5 傍聴者数 17名

第102回川崎市都市計画審議会議事録

(関口部長)

定刻となりましたので、始めさせていただきます。本日は、大変お忙しい中、川崎市都市計画審議会にお越しいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日、本審議会の事務局をしております、まちづくり局計画部長の関口と申します。どうぞよろしくお願いたします。

初めに、本日の審議会における会議の公開についてでございます。本日の審議会は、「川崎市審議会等の公開に関する条例」に基づき、公開とさせていただきます。本日の会議録に個々の発言者氏名を記載することを、あらかじめ御了承ください。

議事に入ります前に、前回の審議会から委員の変更がありましたので、新たな委員について御紹介をさせていただきます。

初めに、川崎市議会選出の委員から御紹介いたします。

加藤孝明委員でございます。

(加藤委員)

お願いたします。

(関口部長)

高戸友子委員でございます。

(高戸委員)

よろしくお願いたします。

(関口部長)

柳沢優委員でございます。

(柳沢委員)

よろしくお願いたします。

(関口部長)

田倉俊輔委員につきましては、現在、まだお見えでないようでございますので、御紹介だけさせていただきます。

次に、川崎商工会議所副会頭の窪田雅己様でございますが、本日、途中からの出席予定となっておりますので、お名前の御紹介だけさせていただきます。

新たに御就任いただきました委員の御紹介は以上でございます。

なお、お手元のタブレット端末に委員名簿を格納してございますので、併せて御参照ください。

次に、定足数の報告をいたします。

本日は、委員総数20名のうち、現在13名出席で、半数以上の御出席をいただいておりますので、川崎市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、本審議会は成立していることを御報告させていただきます。

それでは、これからの議事進行は会長にお願いいたしますが、その前に、本日、報道機関から取材の申込みが来ております。審議会で取材を受けるかどうか、審議会の開始前に御判断をお願いいたします。

それでは、中村会長、よろしくをお願いいたします。

(中村会長)

ただいま事務局から取材の申込みについて御報告がございました。当審議会として取材を受けるかどうか、委員の皆様方にお諮りをしたいと思います。

会議冒頭のカメラ撮影並びに会議中の録音、こちらにつきましては許可をしたいと思いますけれども、了承いただける委員様、挙手のほうをお願いいたします。

はい、どうもありがとうございます。それでは、皆様方、賛成いただきましたので、取材を許可することといたします。

それでは、会議冒頭のカメラ撮り、それから会議中の録音について、委員の皆様方の許可をいただきましたので、そのような扱いをお願いいたします。会議冒頭については、議案に入ります前までですね、そちらまでということをお願いいたします。

それでは、ただいまから、第102回川崎市都市計画審議会を開会いたします。

本日の議事につきましては、お手元にございます議事次第に従いまして進めてまいります。

なお、本日の議事録署名人は、大沢昌玄委員と大澤仁委員をお願いいたします。

傍聴の申出はございますでしょうか。

(事務局)

ございます。

(中村会長)

それでは、傍聴者の方並びに関係職員の方々を入室させてください。

また、引き続き、傍聴の方がお見えになりましたら、以後、事務局で適宜入室させていただくようお願いいたします。

—— 傍聴人入室 ——

(中村会長)

それでは、会議冒頭のカメラ撮りはこれまでとさせていただきます。以下のカメラ撮影は禁止とさせていただきます。

それでは、初めに、都市計画議案でございます。本日付で川崎市長から諮問を受けております「等々力緑地公園関連案件」に関する議案につきまして、諮問第498号から第503号まで、一括して審議を行いたいと思います。

なお、関係職員といたしまして、建設緑政局富士見・等々力再編整備室、みどり・多摩川事業推進課、また、まちづくり局建築管理課から職員が出席をしております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(吉尾担当課長)

それでは、諮問第498号「川崎都市計画緑地の変更(2号等々力緑地の廃止)」、諮問第499号「川崎都市計画公園の変更(5・6・301号等々力緑地公園の追加)」、諮問第500号「川崎都市計画用途地域の変更(等々力緑地公園地区)」、諮問第501号「川崎都市計画高度地区の変更(等々力緑地公園地区)」、諮問第502号「川崎都市計画防火地域及び準防火地域の変更(等々力緑地公園地区)」、諮問第503号「川崎都市計画地区計画の決定(等々力緑地公園地区地区計画)」について御説明いたします。

これらの案件は等々力緑地公園の関連案件でございますので、一括して御説明させていただきます。

スクリーンを御覧いただくとともに、お手元のタブレット端末のファイル「等々力緑地公園関連案件」をお開きください。

スクリーンを用いて御説明いたしますが、説明内容に応じまして、スクリーンに表示されるスライドにファイルの該当ページを記載しておりますので、適宜御確認ください。

それでは、スクリーンのほうを御覧ください。

初めに、等々力緑地の位置関係について御説明いたします。

こちらは位置図でございます。方位は上が北となり、今回御説明する等々力緑地公園は赤色の枠で囲んだ区域で、南側に黄色のJR南武線、東側に水色の東急東横線、東急目黒線が通る区域でございます。

続いて、周辺の道路状況でございます。本地区周辺の主な幹線道路でございますが、西側に黄色の都市計画道路宮内新横浜線、南西側に緑色の鹿島田菅線、南側に水色の丸子中山茅ヶ崎線がございます。

こちらは航空写真でございます。赤色で示す範囲が、今回都市計画変更を予定している区域でございます。

続いて、上位計画の位置づけについて御説明いたします。

まず、川崎市総合計画第3期実施計画でございます。川崎市総合計画とは、本市が目指す都市像や、まちづくりの基本目標を定めたものでございます。等々力緑地は、川崎市総合計画において、川崎の三大公園に位置づけ、社会環境の変化による新たな課題等に対応し、安全・安心で魅力あふれる公園の実現に向けて、民間活力を導入した緑地全体の再編整備を推進することとしております。

次に、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」でございます。

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」とは、広域的・根幹的な都市計画に関する基本的な方針であり、本市が目指す都市像の実現に向けた都市づくりの方向性を示したものでございます。

等々力緑地は、多彩な機能を高め、安全で快適な暮らしを支える緑のまちづくりの推進に努めるとしており、総合公園は都市の安全性確保、良好な都市環境形成、及びスポーツ・

レクリエーション活動の拠点等として、都市の顔となる個性と魅力ある整備を推進するとしております。

次に、都市計画マスタープランでございます。

都市計画マスタープランとは、本市の都市計画に関する基本方針を示したものです。等々力緑地は、社会環境の変化による市民の価値観の多様化や、自然災害の発生による防災対応の必要性などに応えるため、民間活力も生かしながら、様々な導入機能について検討を行い、自然と調和した安全・安心でにぎわいのある、より魅力的な公園を目指して、再編整備の取組を推進するとしております。

最後に、等々力緑地再編整備実施計画でございます。

等々力緑地再編整備実施計画とは、等々力緑地の安全・安心で魅力あふれる公園や、効率的・効果的な施設運営等の実現に向けて、主な施設の再整備の考え方や、民間活力の導入手法などを取りまとめたもので、令和4年2月に改定を行いました。

これまでの概念にとらわれない新たな等々力緑地の目指すべき将来像の実現に向けて、市民サービスや利便性の向上、にぎわい、新たな魅力、価値の創出を図るとしております。

続きまして、現在の都市計画の概要について御説明いたします。

こちらは、都市計画施設の指定状況でございます。赤色の枠で囲んだ区域を、2号等々力緑地に指定しております。

用途地域等の状況でございます。本地区は、用途地域が第一種中高層住居専用地域、容積率は200%、建蔽率は60%でございます。高度地区は第二種高度地区に指定しております。防火地域及び準防火地域の指定はございません。

続きまして、これまでの都市計画の経緯と公園整備の経緯について御説明いたします。

等々力緑地は、昭和16年に緑地として都市計画決定、昭和33年に緑地の区域変更を行いました。その後、陸上競技場や野球場などの客席を有する観覧場施設等を整備し、昭和40年以降、供用を開始いたしました。昭和48年には、これまで無指定であった用途地域を第二種住居専用地域に指定しております。建築当初は適法に建てられた観覧場施設でございますが、第二種住居専用地域では建築することができない用途となることから、建築基準法に適合しないこととなりました。

また、平成8年には都市計画法の改正により用途地域が細分化されたことから、当地区の用途地域を第一種中高層住居専用地域に変更しております。

用途地域の当初決定から現在に至るまで、観覧場施設等は建築することができない用途となるため、観覧場施設等の建築行為を行う際は、建築基準法に基づく許可を取得し、法に適合をさせてきました。本地区においては、観覧場施設等の建築は、都度、許可の手続が必要となっている状況でございます。

続きまして、事業概要について御説明いたします。

将来的な公園のイメージでございます。スクリーン左上には、将来的な公園のイメージパースをお示ししております。また、スクリーン右側の計画図でお示ししているとおり、

再編整備事業では、各施設の再配置を計画しております。

今回予定している主な施設整備について御説明いたします。

現在の等々力陸上競技場は、球技専用スタジアムとして、サイド・バックスタンド及びフィールドを整備し、収容人数は現況の2万7,000人から、約3万5,000人に増やします。

現在のとどろきアリーナは、配置を変えまして、建て直します。メインアリーナの収容人数は約5,000人とし、スポーツセンター、プールを併設いたします。

また、新しく、等々力陸上競技場を建築します。陸上競技大会が開催できる市内唯一の施設として、収容人数は約6,000人とし、トラックの拡張、メインスタンド等を整備いたします。

等々力緑地再編整備実施計画においては、これらの目指すべき将来像、スポーツ拠点の実現に向けて、都市計画の必要な見直しを行うことを公表しております。

都市計画施設につきましては、現在の緑地から公園に変更を行うとしており、本市の総合公園として、自然的環境の中で、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーション及び大震災等の災害時の避難等の用に供する公園として整備するために変更するとしております。

また、用途地域は、現在の第一種中高層住居専用地域から第二種住居地域に変更を行うとしており、スポーツ拠点としての体育館、水泳場などの運動施設や、これまでの概念にとらわれない、店舗、飲食店、教育研究施設、宿泊施設等の誘導を図るために変更するとしております。

これから御説明する都市計画案は、この再編整備実施計画を踏まえ、作成しております。それでは、都市計画案について御説明いたします。

まず、諮問第498号「緑地の変更」及び諮問第499号「公園の変更」について御説明いたします。

初めに、変更の内容について御説明いたします。

スクリーンには計画書をお示ししております。

現在の2号等々力緑地を廃止し、今回、種別「総合公園」、番号「5・6・301号」、名称「等々力緑地公園」を追加する計画でございます。

続きまして、変更理由について御説明いたします。

等々力緑地再編整備実施計画では、民間活力を生かして施設の再編整備を実施するなど、緑やスポーツの拠点としての役割をさらに高めるため、市民、利用者団体、民間事業者による共同の取組を目指し、「新たな日常」を踏まえた公園機能の導入を進めることとしております。

こうした位置付けのもと、主として自然的環境の中で、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーション及び大震災等の災害時の避難等の用に供することを目的とする公園としてさらなる利用促進を図ることから、2号等々力緑地を廃止し、5・6・301号等々

力緑地公園を追加する都市計画施設の変更を行うものでございます。

続きまして、変更する緑地及び公園区域について御説明いたします。

スクリーンには計画図をお示ししております。

黄色の枠で囲んだ区域、2号等々力緑地を廃止し、赤色の枠で囲んだ区域、5・6・301号等々力緑地公園を追加する計画でございます。

続いて、諮問第500号「用途地域の変更」について御説明いたします。

用途地域とは、良好な市街地環境の形成や、機能的な都市活動の確保を目的とし、土地利用の現況や動向を勘案して定め、建築できる建築物の用途等を制限するものでございます。

スクリーンには計画図をお示ししております。

今回の変更は、総合公園としてさらなる利用促進を図ることから、再編整備を実施する、スクリーンの赤色の枠で囲んだ約43.8ヘクタールを、現在の第一種中高層住居専用地域、容積率200%、建蔽率60%から、第二種住居地域、容積率200%、建蔽率60%に変更いたします。

また、スクリーンの中央部下側、青色の点線で囲んだ箇所の一部について、等々力緑地公園の位置に合わせ、道路内の区域で約0.1ヘクタールを、現在の第一種中高層住居専用地域、容積率200%、建蔽率60%から、第一種住居地域、容積率200%、建蔽率60%に変更いたします。

用途地域を変更する理由でございますが、主として、自然的環境の中で、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーション及び大震災等の災害時の避難等の用に供することを目的とする公園としてさらなる利用促進を図るため、用途地域を変更しようとするものでございます。

続いて、諮問第501号「高度地区の変更」について御説明いたします。

本市では、用途地域と連動し、それぞれの用途地域における市街地環境を維持し、または増進を図るため、建築物の高さの最高限度などを定めることとしており、用途地域の種類に応じて、4種類の高度地区を指定しております。

スクリーンの赤色の枠で囲んだ区域、約43.9ヘクタールは、現在、第一種中高層住居専用地域であることから、第2種高度地区に指定しており、高さの最高限度は15メートルでございますが、第二種住居地域及び第一種住居地域に変更することと併せて、第3種高度地区に変更し、高さの最高限度は20メートルとなります。

高度地区を変更する理由でございますが、2号等々力緑地を廃止し、5・6・301号等々力緑地公園を追加する都市計画施設の変更及び用途地域の変更に併せ、高度地区を変更しようとするものでございます。

続いて、諮問第502号「防火地域及び準防火地域の変更」について御説明いたします。

防火地域及び準防火地域は、市街地を火災の発生や延焼の危険から守るため定めるもので、耐火建築物などの火災に強い建築物の建築を促進するため、防火上の観点から指定し

ており、本市では、用途地域や容積率等に応じて防火地域及び準防火地域を指定しております。

スクリーンの赤色の枠で囲んだ区域、約44.5ヘクタールは、現在、防火地域及び準防火地域の指定がございません。防火上の観点から、こちらを準防火地域に変更いたします。

防火地域及び準防火地域を変更する理由でございますが、主として自然的環境の中で、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーション及び大震災等の災害時の避難等の用に供することを目的とする公園としてさらなる利用促進を図るため、防火地域及び準防火地域を変更しようとするものでございます。

続いて、諮問第503号「地区計画の決定」について御説明いたします。

初めに、地区計画制度について御説明いたします。

地区計画とは、用途地域が広域の土地利用を調整・実現するものであるのに対し、街区単位できめ細かな市街地像を実現するものであり、関係権利者の意向を踏まえつつ、その地区の特性に合ったまちづくりを行うための制度でございます。

それでは、地区計画の内容について御説明します。

スクリーンには、御説明する箇所を赤枠で表示した計画書をお示ししております。

地区計画の名称は、等々力緑地公園地区地区計画、位置は川崎市中原区宮内4丁目及び等々力、面積は約43.8ヘクタールでございます。

次に、地区計画の目標でございます。

等々力緑地は、本市を代表するスポーツの拠点としての役割を持ち、興行利用も可能な大規模な観覧場を有する運動施設を主体として、多様化する市民のニーズに応えられる施設や機能など、日常的な賑わいの創出が求められています。

本計画は、今後においても、誰もが心地よく過ごせる憩いの場を確保し、市民活動やスポーツの拠点として地域の活性化を図るとともに、周辺の住宅市街地への環境に配慮しつつ、多様なニーズに応えられる魅力ある地区を形成し、これを維持及び保全することを目標といたします。

次に、区域の整備、開発及び保全に関する方針における土地利用の方針でございます。

周辺の住宅市街地への環境に配慮した、賑わいのあるスポーツの拠点として、観覧場施設等の計画的な機能更新及び充実化を図ります。

また、多様なサービスを提供する集客施設を、スポーツ・レクリエーション機能と一体的に整備することで、観覧場施設を含む総合公園としての適切な土地利用を図ります。

次に、建築物等の整備の方針でございます。

観覧場施設を主体とした適切な土地利用を図るとともに、周辺の住宅市街地に配慮した環境の維持保全を図るため、壁面の位置の制限及び建築物等の高さの最高限度について、必要な基準を定めます。

続いて、地区整備計画の内容について御説明をいたします。

壁面の位置の制限でございます。壁面の位置の制限につきましては、スクリーン右側の計画図にお示ししている、赤色の枠で囲んだ地区計画の区域の外周に広がる住環境に配慮するため、この外周部の敷地境界線から、建築物の壁面の位置を制限いたします。

外周部の敷地境界線の位置は、黒色の線でお示ししております。

具体的な制限の内容につきましては、スクリーンの左下、イラストでお示ししているとおり、高さが15メートル以上の部分は敷地境界線から15メートル以上かつ、高さが30メートル以上の部分は20メートル以上、建築物の高さに応じて壁面の位置を制限いたします。

次に、建築物等の高さの最高限度でございます。

当地区は、観覧場と観覧場以外の用途の建築物について、それぞれ建築物の高さの最高限度を定めております。

観覧場は、建築物の高さの最高限度を45メートルといたします。観覧場以外の用途の建築物は、スクリーンの右下にイラストでお示ししておりますが、建築物の高さの最高限度を15メートル、また、7.5メートルの立ち上がり、敷地境界線までの真北方向の水平距離の1.25倍を加えた高さとしていたします。

この制限は、現在かかっている第2種高度地区内の制限内容と同様でございます。観覧場以外の用途の建築物については、現状の高さの最高限度を維持することといたします。

地区計画を決定する理由でございますが、主として自然的環境の中で、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーション及び大震災等の災害時の避難等の用に供することを目的とする公園としてさらなる利用促進を図るため、地区計画を決定しようとするものでございます。

今回、地区計画の決定と併せて行う手続といたしまして、等々力緑地公園地区における建築基準法第68条の2第5項の適用により、条例化で用途制限の緩和を予定しております。

建築基準法第68条の2第5項では、地区計画等の区域の特性にふさわしい土地利用をするため、市町村が必要と認める場合、国土交通大臣の承認を得て、用途の制限を緩和することができるとしております。

当地区におきましては、市民活動やスポーツの拠点として地域の活性化を図ることを目標としており、観覧場施設を主体とした適切な土地利用のために必要であることから、この規定の適用を予定しております。

手続といたしましては、地区計画の決定の後に、国土交通大臣の承認を得て、地区計画区域内における建築物に係る制限に関する条例を改正し、当地区において必要な用途を緩和するものでございます。地区計画条例で緩和する用途は、観覧場としております。

最後に、都市計画案の策定経過について御説明いたします。

令和6年9月27日に、都市計画の素案について説明会を開催いたしました。説明会後、9月30日から10月15日まで素案の縦覧を行い、10月28日に公聴会を開催し、1

5名の方から公述意見をいただきました。公述意見と市の考え方の縦覧を、令和7年2月14日から3月17日まで行いました。

次に、等々力緑地公園地区地区計画の原案縦覧につきましては、3月11日から3月24日まで、川崎市地区計画等の案の作成手続に関する条例第2条の規定に基づく縦覧を行いまして、意見書の提出はございませんでした。

その後、令和7年4月11日から4月25日まで、都市計画法第17条の規定に基づき案の縦覧をいたしましたところ、30通の意見書の提出がございました。

各意見の詳細につきましては、続いて御説明をさせていただきます。

(町井課長)

続きまして、公述意見の要旨及び都市計画案に対する意見の要旨と、それらに対する市の考え方について御説明いたします。

なお、お手元のタブレット端末数には、別冊資料1、別冊資料2-1、別冊資料2-2、参考資料のファイルを入れております。

本日は、スクリーンを用いて要約したもので御説明いたしますが、詳しくはファイルの該当ページをスクリーンに表示しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

それでは、スクリーンを御覧ください。

初めに、資料構成について御説明いたします。資料は4種類ございます。別冊資料1として、公述意見の要旨と市の考え方です。次に、別冊資料2-1として、いただいた意見を記載した都市計画案に対する意見の要旨、次に、別冊資料2-2として、意見を内容ごとに分類整理し市の考え方を記載した、都市計画案に対する意見の要旨と市の考え方がございます。さらに、参考資料として、これらの資料を一つに取りまとめた、公述意見及び都市計画案に対する意見の要旨と市の考え方がございます。

公述意見及び都市計画案に対する意見は、重複する内容もあるため、本日は参考資料を用いて御説明させていただきます。

まず、意見の数についてですが、公述意見につきましては、15名の方から御意見をいただいております。

次に、都市計画案につきましては、30通、御意見をいただいております。意見の区分ごとの件数につきましては、賛成0通、反対29通、その他1通でございます。

次に、意見の分類でございますが、いただいた意見を内容ごとに6種類の分類に整理しております。大分類の項目のうち、都市計画、公園整備、環境、プロセスに関連する意見につきましては、小分類として細やかな分類を行っております。

意見の件数につきましては、提出された意見の中には、1通の中に複数の意見が含まれている意見書もございますので、それぞれ抽出すると、合計で102件の御意見となっております。

それでは、大分類①都市計画に関連する意見について御説明いたします。

こちらは小分類として、都市計画全般、緑地公園、地域地区で分類しており、合計で1

9件の意見がございまして、意見の区分はスクリーンのとおりでございます。

まず、都市計画全般につきましては、「緑地を公園に変更することにより、高さ制限が大きく緩和され、防災上準防火地域に指定され、何でもありの公園に変貌してしまう」、「商業施設の乱立、スーパー銭湯、立体駐車場、レストランなど、何でもできる都市改正の変更だ」、「公園としてさらなる利用促進を図ることから等々力緑地を廃止し、等々力緑地公園を追加するもの」とある。にぎわいと憩い、二つの相入れないものをどう説明するのか回答してほしい、このような御意見をいただいております。

これに対する市の考え方でございますが、等々力緑地は、多数の運動施設や市民の憩いの場など、市民の方々に親しまれている総合公園でございます。これまで段階的に緑地内の整備を進めてきましたが、防災対策の充実や施設の老朽化、持続可能な施設運営などの課題が指摘される中で、令和4年に等々力緑地再編整備実施計画を改定してまいりました。等々力緑地再編整備実施計画に示す等々力緑地が目指すべき将来像の実現に向けて、施設の充実が必要であることから、本市の上位計画も踏まえ、必要な都市計画手続を行うものでございます。

次に、緑地公園につきまして、「緑地から公園に変更すると、今問題となっている立体駐車場や商業施設などの大増設計画も初めて実行することができる。だからこの計画には反対だ」、このような御意見をいただいております。

これに対する市の考え方でございますが、昭和40年に都市公園法の総合公園として供用を開始しており、これまで都市公園法に基づく運営や維持管理を行っております。

等々力緑地再編整備実施計画では、自然的環境の中でレクリエーション及び大震災等の災害時の避難等の用に供することを目的としてさらなる利用促進を図ることとしております。こうしたことから、緑地から公園に変更するものでございます。

次に、地域地区につきまして、「規定を変更してまで大規模な観客施設や商業施設を配置することが、果たして正しい都市計画と言えるのか」、「用途地域の変更を行えば、パチンコ屋やボウリング場など、何でもつくることができるようになってしまう」、「高度地区の変更、第2種から第3種への変更に反対する」、「高い建造物に変更により乱立することになる」、「防火地域を準防火地域に変更すること自体が、この広域避難所から火事が出ても仕方がない状態に備えて準防火地域に変更するのではないかなと考えられる」、このような御意見をいただいております。

これに対する市の考え方でございますが、用途地域の変更につきましては、等々力緑地再編整備実施計画に示すとおり、等々力緑地の目指すべき将来像の実現に向け、必要な都市計画の見直しを行うものです。

高度地区は、本市では、用途地域を第二種住居地域に変更する場合には、高度地区は第3種高度地区となりますが、地区計画において、観覧場以外の建築物については、現行の第2種高度地区相当の規制を行うこととしております。

防火地域及び準防火地域の指定については、用途地域を変更することに伴い、用途地域

等指定基準に基づき、準防火地域に指定するものでございます。

続きまして、大分類の②公園整備に関連する意見について御説明いたします。

こちらは小分類として、公園施設、みどり、子供の遊び場、沿路整備、整備事業全般で分類しており、合計で49件の御意見がございまして、意見の区分はスクリーンのとおりでございます。

まず、公園施設につきましては、「商業施設は本来別の場所で、例えば駅周辺などで設けるべきだと思う」、「複合施設はもうたくさんである。温泉施設もいない」、「公共空間である等々力緑地が、営利施設の進出によって実質的に占有、私物化される可能性も否定できない」、「2か所の立体駐車場を含む1,150台もの駐車場は必要か」、「新たな駐車場が現在のテニスコートと催し物広場に造られる予定だが、反対だ。なぜ、駅に近いほうに駐車場を造るのか」、「耐用年数に達してもいないアリーナを、改築するのではなく建て替える計画だ」、このような御意見をいただいております。

これに対する市の考え方でございますが、自由提案施設とは、等々力緑地再編整備実施計画にて、これまでの概念にとらわれない柔軟な発想を取り入れた、多様なニーズに対応する施設機能を民間提案に求めた結果、提案されたものとなります。なお、自由提案施設は、指定管理者である川崎とどろきパーク株式会社が市の設置許可を受け、民間事業者の費用負担で建築するものとなります。

「飲食や休憩をできる場所が少ないため、そのような施設を造ってほしい」など、新たな施設の整備を求める御意見を数多くいただいております。自由提案施設は、このような機能を新たに創出し、総合公園としてサービス向上に寄与できると考えております。

自由提案施設は公園施設として建設されるため、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーションを行う総合公園の公園施設としてふさわしいか、川崎市が確認を行い、最終的に判断いたします。

駐車場の計画に当たっては、等々力緑地の敷地面積増加と新たな公園利用による需要増加が予測されることから、既存駐車場に加えた新設の駐車場による台数の増加が必要と考えています。

駐車場の位置につきましては、東西分離配置を基本とし、既存の緑地や樹木をできるだけ回避すること、新たな緑地や広場を確保することを考慮し、立体駐車場とする計画となっております。

とどろきアリーナは、特に土日祝日の利用枠が飽和状態となっており、市民の利用ニーズに応えられていないことや、施設の老朽化などの課題があり、新設する計画となっております。しかし、物価高騰への対応が必要となっていることから、現アリーナを継続して利用する場合につきましても、再度検討をしております。

次に、「みどり」につきましては、「これ以上の木の伐採は行わず、さらにみどりを増やしたり、市民が憩える場所として見直すべきだ」、「9メートルの外周囲路を整備されると、多くの樹木の伐採と、貴重な生態系が壊される」、「緑地をコンクリート化していき、さら

に立体駐車場やスーパー銭湯、商業施設を計画し、樹木を切り自然を破壊する計画に反対する」、「サギ類のコロニーが存続できるよう保護対策をお願いします」、このような御意見をいただいております。

これに対する市の考え方でございますが、まとまった緑地は、可能な限り現位置で保全する計画でございます。再編整備後、敷地全体の緑地面積は現況と同程度確保する計画となっており、伐採本数に対し同等以上の植樹本数を目標としております。今後の詳細設計の中で、本数を多くできるように調整を進めてまいります。

植栽計画に当たっては、花や紅葉等が美しい樹木など、季節が感じられる樹種を選定するほか、生物多様性の視点も考慮し、等々力緑地全体の魅力向上を図ってまいります。

民間事業者による条例環境影響評価準備書においては、工事完了後の樹林地及び草地の面積を現況と同程度とすることや、計画地北側の下水処理施設上部区域において緑地を設けることで、多摩川緑地との連続性が確保され、動物の移動に寄与すると予測されていることから、動物の生息環境は維持・回復すると評価されております。

次に、子供の遊び場につきましては、「子供たちが安心して利用できる環境が壊される」、「緑地や樹木の中で、子供が自然と触れ合える機会がなくなってしまう」、「子供が遊ぶ場所が本当に限定されてしまっている」、このような御意見をいただいております。

これに対する市の考え方でございますが、等々力緑地再編整備実施計画では、子供の想像力の発達、心や体の成長につながる遊び場の整備やインクルーシブ遊具の整備、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、安全・安心に利用できる環境を目指すこととしております。インクルーシブパークをはじめ、芝生広場、草地広場を設ける計画となっており、また、ふるさとの森にも遊具の設置が計画されております。

次に、園路整備につきましては、「中央園路入口から入ると、人と自転車、立体駐車場に出入りする車による危険地帯となる」、「緊急車両が必要となる事故が発生した場合、緊急車両が等々力緑地を通過することができる。そのため、緊急車両を通すために必要な外周園路の道路幅は9メートルと説明されていたが、9メートル幅は不要となる」、このような御意見をいただいております。

これに対する市の考え方でございますが、現在、中央園路につきましては、歩行者と一般車両の分離を徹底し、公園利用者の安全・安心な空間確保のために廃止いたします。これに伴い、等々力緑地の関係車両以外の車両につきましては、この代替として整備する幅員9メートルの外周園路を御利用いただくこととなります。緊急車両の通行につきましては、引き続き交通管理者と調整してまいります。

現在は、周辺町内会との協議を踏まえ、住宅側に設ける歩道を含めた9メートル幅員で設計を進めております。

次に、整備事業全般につきましては、「地域の生活者や環境への配慮よりも、事業効率や収益性が優先されているように見える」、「地域住民の期待を裏切り、「安らぎや憩い」の空間とは対極にある、「賑わい」の創出を目指すものであった」、このような御意見をいただ

いております。

これに対する市の考え方でございますが、令和元年台風第19号により浸水被害等が発生するなど、緑地を取り巻く状況に大きな変化が生じました。令和2年に等々力緑地再編整備実施計画の改定作業に着手し、等々力緑地再編整備推進委員会やパブリックコメントにおいて検討を進め、令和4年に等々力緑地再編整備実施計画を改定してまいりました。

民間活力を活用して、施設の再編整備を実施するなど、緑やスポーツの拠点としての役割をさらに高めるため、「新たな日常」を踏まえた公園機能の導入を進めることとしており、総合公園としてさらなる利用促進を図ることとしております。

また、まとまった緑を保全するとともに、生物多様性に配慮した良好な緑地環境を創出することとしております。

続きまして、大分類の③環境に関連する意見について御説明いたします。

こちらは小分類として、騒音振動、交通、大気環境、日照で分類しており、合計で9件の御意見がございまして、意見の分類はスクリーンのとおりでございます。

まず、騒音振動につきまして、「営業時間を最大でも現在のテニスコートと同じ21時までとしてほしい」、「先日スタジアムで開催された自動車関連の総合イベントでは、広範囲にわたってエンジン音が鳴り響き、緑地に生息する生き物への影響も無視できないものであった。生活環境の悪化だけではなく、生態系そのものが脅かされる可能性もある」、このような御意見をいただいております。

それに対する市の考え方でございますが、適切な営業時間については、今後、民間事業者と協議をしております。さらに、必要に応じてマナーの遵守について注意喚起を行うなどの対策の強化も検討しております。

球技専用スタジアムにおける発生音については、住宅地となっている東側への騒音低減のため、東側についてはコンコース部分に壁面を設ける計画とされております。新施設の発生音影響の抑制や、近隣の皆様への配慮につきましては、民間事業者とともに検討をいたします。

次に、交通につきまして、「スポーツ施設の集中化により多くの人が集まることで、交通問題や近隣の住民に対しても大きな問題となるであろう」、「催し物があるときの武蔵中原駅方向の中原街道については、危険な状況があるにもかかわらず、具体策が示されていない」、このような御意見をいただいております。

これに対する市の考え方でございますが、交通量につきましては、環境影響評価を実施しており、将来交通量のピーク時間帯においても、円滑な交通処理が可能であるとされております。

大規模集客イベント時においては、現在も誘導員による交通整理や、臨時シャトルバスでのピストン輸送の実施により、混雑緩和を図っているところでございます。また、外周園路には、公園利用者やイベント時の車両は誘導せず、地域住民の利用を目的に整備するものでございます。引き続き、関係者間で協議・検討し、適宜実施することで、地域住民

等の交通の安全確保を図ってまいります。

次に、大気につきましては、「公園内のCO₂が大幅に増えると考えられる」、このような御意見をいただいております。

これに対する市の考え方でございますが、環境影響評価において、本事業全体の温室効果ガス排出量は、標準的な温室効果ガスの排出量と比較すると、約3.3%程度削減されると予測されており、さらに、本事業では環境保全のための対策を行うこととなっております。

次に、日照につきましては、「なぜ日影図を作らないのか」、このような御意見をいただいております。

これに対する市の考え方でございますが、環境影響評価準備書において、等々力緑地全体の日影図を公開しております。

続きまして、大分類の④防災に関連する意見につきましては、3件の意見がございまして、意見の分類はスクリーンのとおりでございます。

いただいた御意見として、「現在、等々力緑地は広域避難場所として重要な機能を有している。しかし、計画では催し物広場やテニスコートの場所に立体駐車場が建設される予定のため、これらの場所が避難所として機能を果たせなくなる」、「緑地の周りにはたくさんの樹木が植えられているが、これも防災樹林帯にほかならない。その木をどんどん伐採し、商業施設を建て、賑わい、儲けと、人々の命のどちらを優先して計画していくべきか、答えは明白である」、このような御意見をいただいております。

これに対する市の考え方でございますが、防災に関して、広域避難場所として既存機能を継承しながら、再編整備に併せて各施設に防災機能を位置付けております。また、再編整備後の催し物広場はヘリコプター臨時着陸場とし、釣池には雨水貯留機能を持たせ、多目的利用が可能なオープンスペースを現状同等以上となるよう配置するなど、安全・安心な市民生活を支える防災機能を整備してまいります。

外周の緑の充実については、外周の緑の保全と創出を図るとともに、延焼防止に寄与するよう整備を行うこととしております。

続きまして、大分類の⑤プロセスに関連する意見について御説明いたします。

こちらは小分類として、整備事業、都市計画で分類しており、合計で19件の御意見がございまして、意見の分類はスクリーンのとおりでございます。

まず、整備事業につきましては、「自由提案施設の内容が現時点で不明確なまま施設手続を進めることは影響評価の前提を欠いている」、「市民に対する説明会は、周知も含め不十分だ。住民側からの要望に応える形で説明会をすべきと思う」、「構想段階から丁寧に市民の意見を取り入れる形で取り組むことを切に望む」、「建設中・供用後も含め、丁寧な対応を重ねていくことが不可欠である」、「等々力緑地再編整備実施計画から大幅な変更があった。住民への周知が著しく不足していたと感じる」、このような御意見をいただいております。

これに対する市の考え方でございますが、環境アセスメントは、その事業が周辺環境にどのような影響を及ぼすかについて、事前に調査、予測及び評価する制度になります。環境影響評価において、自由提案施設の入居テナントは現時点で未定のため、現時点で可能な範囲で想定される設備機器を設定し、過小評価とにならないよう予測しております。

等々力緑地再編整備事業については、令和5年5月、令和6年6月及び令和7年4月には、オープンハウス型の事業説明会を実施するなど、適宜地域住民等へ向けた説明会を実施しており、その際に御意見をいただく機会を設けてまいりました。住民の皆様への周知方法については、川崎市及び川崎とどろきパーク株式会社のホームページ、報道発表、各関係団体や町内会周辺の小・中学校への開催通知の送付、等々力緑地公園内の掲示板への掲示、各区役所窓口への開催通知配架、ポスター掲示、周辺地区へのポスティングにより行ってまいりました。

今後につきましても、事業の進捗に応じた事業説明会を適宜実施し、いただいた御意見を参考に、引き続き、民間事業者と事業内容について協議をしてまいります。

次に、都市計画につきましては、「住民や市民の声を真正面から受け止める機会を設けていただき、拙速な決定でなく、時間をかけた議論と合意形成の上で進めていただきたい」、「等々力土地所有者に周知することなく、川崎都市計画公園の変更、川崎都市計画緑地の変更を進めることは違法ではないか」、このような御意見をいただいております。

これに対する市の考え方でございますが、住民参加の機会を確保する観点から、都市計画の素案の内容を説明する場としての素案説明会を開催するとともに、広く市民の皆様からの御意見を伺うための公聴会を開催し、都市計画案の縦覧等により、住民の御意見を伺うなど適切に進めております。

素案説明会と公聴会の開催に当たり、市政だよりに情報を掲載するほか、皆様から広く御意見を伺う縦覧を含め、適時、市ホームページへの情報掲載、市メールマガジンでの配信を行うとともに、等々力緑地周辺へのお知らせチラシのポスティング、周辺町内会・自治会での掲示板への掲示等で周知を図ってまいりました。

続きまして、大分類の⑥その他の意見につきましては、3件の意見がございまして、意見の区分はスクリーンのとおりでございます。

いただいた御意見として、「住宅地としての魅力や財産価値が将来的に損なわれる可能性も否定できない」、「1,200億円もかけて、事業計画がうまくいかなかったときに誰が責任を取るのか」、このような御意見をいただいております。

これに対する市の考え方でございますが、再編整備により、市民サービスや利便性の向上、賑わい、新たな魅力・価値の創出が図られることで、等々力緑地全体の魅力向上につながると考えております。

再編整備・管理運営等に当たりましては、事業の進捗状況や事業者の維持管理運営状況等について、モニタリングや年度ごとの事業評価等により適宜確認し、必要により適切に指導してまいります。

以上で、等々力緑地公園地区における公述意見の要旨及び都市計画案に対する意見の要旨と市の考え方についての御説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

(中村会長)

御説明ありがとうございました。議案の内容につきましては、以上のとおりでございます。

それでは、諮問第498号から第503号までにつきまして、御審議をお願いいたします。御発言のある方は、挙手の上、御指名を受けて御発言ください。お願いいたします。

大澤仁委員、お願いします。

(大澤(仁)委員)

どうもありがとうございます。最後のほうの、住民の方々からの御意見、総数30のうち、反対が29というところで、内訳の102件、ちょっと上から見てみたんですけども、気になるところは、やはり公園の整備に関連する意見というのが50件ぐらいあるけれども、実は⑤番のプロセスに関連する意見というのも20件ぐらいあるんですね。今、御説明の最後のほうに、オープンハウス型の説明会、公聴会、様々やっておられてきたということなので、一定の情報提供というのはできていると思うんですが、この29件の反対の意見というのは、やはり自分の意見がなかなか生かされていないという恨みもあるのかなというふうに思いました。

それで、これは意見でございますけれども、デジタルが進んでいる世の中で、もう少しデジタルを使ったパブコメみたいなもので、双方向の意見というんでしょうか、双方向の意見といっても、必ずしも周辺住民の方と役所の方々がやり取りをするということではなくて、冒頭に御説明がありましたように、等々力は川崎市の三大公園というふうに言われていて、今回は都市計画で総合公園になるということなので、非常に広域性を持っていて、ある意味、利害関係という人たちというのは川崎市全員になるわけですね。それで、この29の反対意見というのは、どちらかというと、公園の周辺に住む方々の御意見であるということで、非常にこの御意見、尊重されるべきなんですけれども、やはり、ほかの区の方々の、この公園に対する御意見というものも、公平的にみんなが見られるというような、デジタルを使った、例えばオンラインプラットフォームなんていう言葉がありますけれども、そういったようなシステムを、多くの案件がそういうプラットフォームに乗っかって、そしていろいろな意見を開示して、ある方はそういう意見を見ることによって自分の考え方をもっと高めることもできるし、修正することもできるというような、ある意味、大きな意味でのインタラクティブ性があれば、反対意見が減ることがいいことではないのですけれども、もうちょっと納得していただけるのではないのかなということで、今この段階に来て、ドラスチックに変えていくことはできないにせよ、今後、何か機会があれば、そういう対応を図っていただけたらありがたいなというふうに、私は市民委員なので、そう思います。

以上でございます。

(中村会長)

ありがとうございます。ただいまの御意見に関しまして、事務局、いかがでしょうか。事務局、お願いします。

(吉尾担当課長)

御意見、大変ありがとうございます。大澤委員がおっしゃったように、双方向ということで、都市計画手続に関しましては、昨年度来から素案説明会、また、デジタルのいわゆる要望フォームとかですね、そういったものを使いながら双方向でやってきています。意見の状況とかをもう少しオープンにしていって、少し皆さん多くの意見を共有すべきだと、そういったふうに受け止めさせていただきました。

都市計画手続については、これまでずっと環境アセスの条例のほうとも並行して続けてきております。今後、この事業については、施設の建設等、また公園の維持管理等もございますので、そういったような事業に移っていく段階で、またそういったところに期待をしていきたいなというふうに思っております。

どうもありがとうございます。

(中村会長)

他にございませんでしょうか。

井口委員、どうぞ。

(井口委員)

ちょっと最初にですね、分からなかったことがあったので教えていただきたいんですけど、今御説明のあったこの参考資料の、市の意見としての考え方の概要の5ページから6ページにわたるところで、市の考え方のほうの網かけがあるところなんですけど、5ページの一番下の4行から6ページの3行目にかけて、とどろきアリーナの在り方について、特に6ページのほうの最初の2行なんですけど、「物価高騰への対応が必要となっていることから、現アリーナを継続して利用する場合につきましても再度検討してまいります」って、これはどういう意味ですか。現アリーナが残るということですか。

(中村会長)

今の質問でございます。事務局いかがでしょうか。

はい、どうぞお願いします。

(武田課長補佐)

ただいま御質問いただきました件につきまして、回答させていただきます。

今、委員がおっしゃられたように、私ども市といたしましても、昨今の物価高騰、特に工事費の高騰を受けまして、様々な検討を市としても行っているところでございます。その中の一つといたしまして、今委員がおっしゃられましたとどろきアリーナにつきましても、検討の対象から外すということとはできないなど、そのように考えてございます。

ですので、まだ結論は出てございませんが、検討の土俵には乗せていきたいと、そのよ

うに考えてございます。

(中村会長)

井口委員。

(井口委員)

前段が長くなっちゃうけど、前から私はこの場でも繰り返し申し上げていることだけど、都市計画を決めるときに、初めに計画が出てきて、今とは全然違う計画が出てきて、それに合わせて都市計画だとか地区計画だとかを変えていくというのは順番が違うんじゃないかというふうには申し上げてきたので、その考えには変わらないんだけど、ことこの計画に関して言うと、確かにものすごい動いているんですね、今。物価高騰もそうだし、それから、今回出てきたような、出てこないのか分からない書き方をされていますけれども、事業者が倍のお金を市に出してほしいと言ってきて、それで、それはあまりにも、市もどうかということで、計算をし直したらということで、様々、多いの少ないのという議論を今やっている真っ最中ですよ。この間、まちづくり委員会に、一体何が幾らかかって何がどのくらいどうなるんだというような、非常に大きなお金の計算式が出てきたのが1月ですよ。そのときに、もっと安くできるんじゃないかみたいな、今すぐ数字が言えませんが、そういうことを言っている最中ということ、認識を皆さんがしている真っ最中に、アリーナについては、この検討している言葉が出てくる。

でも、私たちはもうちょっと聞いているわけですね。オープン型の説明会のときに、事業者のほうからは、駐車場の数も減らすとかという話が出てきたとかね、半分ぐらい減らすみたいなことが出てきたとかね。商業施設も、何かどうこうとかという話があるらしい、ここでは御報告がないから私はらしいしか言えませんが、そういう声も聴いた。

というときに、そうした、この非常に流動的で物すごいお金の差が出てくるようなことがある計画があるときに、元の大きい計画に合わせた都市計画の変更について、御説明をいっぱい聞いて、今それで決めてくれと言われるのはどうなんだろうと。ちょこっとアリーナは検討しますと言われた。え、じゃあほかはどうするのということが、私は非常に今、この一文を読んで、一体何なんだろうというのを思いました。

もともと最初に出てきた、川崎市がもともと出してきた再編整備計画というのは、こんなにすごい計画じゃなかったわけですよ。だから、その当時の文章を読むと、地区計画の変更、まして緑地を公園にするという都市施設の変更のところまでなんて、とても出てくるような話ではなかったものが、その事業者の計画によって出てきたのに、今それが変わろうとしている、小手先かもしれないけど変わろうとしている。この中で、一番大きな計画がされてきたときの中身で、私たちは今ここで決定しなくちゃいけないんですかという疑問が私はものすごいあるわけです。

なので、一つ、これは私たち市議会委員の問題でしょうから、事務局にどうなんだというのをちょっと聞くのは変かもしれませんが、伺っておきたいのは、今私が申し上げた計画の変更というのが今どうなっているかについて、分かっていることを教えてください。

さい。

(中村会長)

事務局、いかがですか。

はい、お願いします。

(武田課長補佐)

今委員から御質問を賜りました件に関しましてでございますが、まさに、1月に議会のほうに御報告させていただいた内容につきまして、今検討を行っているところでございます。これは中身がどうということも含めての検討でございます、その結論につきまして、まだ取りまとめ、お示し等々しておりません状況であることは、これは間違いないところかなと思っております。

そういったことを踏まえて、今後の方向性も含めまして、今のところ、今のままで行くというような方向性は特に変えるというアナウンスをしている状況ではございませんというふうに認識しております。

回答としては以上になります。

(中村会長)

井口委員。

(井口委員)

オープン型説明会では、既に文書としてそこに貼ってあって、これは詳しく言いますけど、立体駐車場の一つは、もう平面にするという説明があったんですよ。それは、じゃあ、市は、それは知らないと、そういうことは認識していないというふうに理解してよろしいわけですね。これが1個と、もう一つ、この都計審の委員の皆様方には、この1月の、我々まちづくり委員会には報告のあったこの中身については、御説明はされていますか。この2点、お願いします。

(中村会長)

事務局、お願いします。

(吉尾担当課長)

1月のまちづくり委員会の件に関しましては、特に資料等では御説明はしておりませんが、いただいた縦覧意見に対する市の考え方の中で紹介していると、そういったような状況でございます。

以上です。

(井口委員)

もう一個、前段の質問。

(中村会長)

前段の、オープンハウス、オープン説明会のときに掲示してあった駐車場半減ということについて、しますと書いてあったことについて、先ほど、変更ないというのがでてきたというのは、市が知らないということか、そんなことでいいですか。

(井口委員)

はい。

(武田課長補佐)

先ほど委員からございました前段の質問に関しましてなんですけれども、資料のほうに検討するというような表現、こちらはさせていただいていたと記憶してございます。プランもその記載のとおりかと認識してございます。

(中村会長)

井口委員。

(井口委員)

そういうことなんですよ、つまりね。私は住民の皆さんの話も伺ってきたし、私は現地にも何度も行ったし、そして、この皆さんが、まちづくり委員会もありましたから行ってきたし、皆さんからお話も伺ってきました。その中で、本当に緑を守ってほしいという声だとかというのが、一体届いているのかなというふうに思っているのですね、それが現状の計画の中で変わっていく可能性はあるというのは分かります。けれど、まず最初に、ここでこんなふうになるんだよ、だからこんなふう都市計画を変えるんだよというところに、その正確な情報も来ていないし、皆さん方が分かっていることの情報もその中でお伝えしましたみたいな感じでやるのって、私は、ちょっと前近代的というか、決めたことは早く、決めたんだからやってよみたいなふうというのは、ちょっと違うんじゃないかなと思います。

しかも、今、本当に物価高騰で、ビッグプロジェクトが次々に中止になっていますよね。中野サンプラザは言うまでもなくですけどね。あちこちで、いや、このまま行ったら市民の税金をどこまで使っちゃうんだろうということだとか、本当にそれができるんだろうとか、それからもっと言われているのは、鉄とコンクリートをそんなに使って大丈夫かみたいな、そういう社会状況の中で、本当にそれがいいかということ、立ち止まろうということが世の中でいっぱい起こっているときに、繰り返すけど、いや、もうちょっと立ち止まったらということを自分たちでも言っているときに、そのまま突き進んでいいのかと、私は、すごくやっぱりこれは不思議な問題だと思うのが1点なので、ここは立ち止まるべきじゃないかということは一つ申し上げておきたいと思うのが一つです。

最後にもう一つ、これは中原区の小杉のタワーマンションのときにも、この都計審というのは本当に様々御意見があって、いろんなことを考えてきました。私も何回か都計審をやらせていただいているので、本当に意見書が1,000通、2,000通と来たような、そういう議論をしたこともあります。

今回も、公聴会をやった、意見書というのは全市どこからでも出せますからね、先ほどの話じゃないけど、皆さん関心があれば、中原区の方以外からも意見書が来ているかもしれないんですけど、そういう中で、ただの1通も賛成がない、反対意見しかない、102の反対が様々言われている。これをどう受け止めるべきかということが、やっぱり問われ

ていると思うんですね。わざわざこうやって審議会にかけていただいて、市民公募の方もおられるし、有識者の方もおられて、我々議員もいて、その中で見てみたら、反対意見しかないという案件に対して、検討は少し入っているけれども、言ってみれば、このまま行きますという提案に対して、それでいいのかということが、私は本当に問われていると思うんですね。

そこで、委員として伺いますけれども、こんなに反対しか来なかったことに対して、市としては、これにいろんなお答えはありましたけど、その一つ、1個、アリーナは検討するとありましたけど、これ以外に、市民意見を取り入れて、何か考え方を変えたとか、表現を変えたとかいうところがあったら教えてください。

(中村会長)

事務局、いかがでしょうか。事務局、お願いします。

(吉尾担当課長)

都市計画内容について、ちょっと説明させていただきたいと思えますけれども、少し重なった説明になりますが、この再編整備実施計画は令和4年に策定をされまして、その後、川崎市の総合計画等、いわゆる上位計画と言っているやつですね、そこにも、都市計画の変更内容も含めて位置づけをさせていただいています。その後、事業者が決まって、具体的に環境アセスの手續と並行して都計手續をやってきて、委員がおっしゃったように、昨年の素案説明会から公聴会、公聴会自体は、賛成、反対ということは、明言はしていませんけれども、全てが反対というふうには思っただけではなかったんですけれども、そういった御意見も確かに多くあったのは存じています。今回、意見縦覧という、法定縦覧ということで、これは反対か賛成を明言するというので、その他が1通だけといったようなところで、明らかに賛成というのは確かになかったところではあるんですけれども、いろいろ上位計画でこれまで実現性に向けてきた中では、そういったようなところが決まってきたのですけれども。反対意見の内容を少ししますと、都市計画に対する撤回を求めている、そういったことの御意見、我々に対する御意見に対してどうかを考えた場合、都市計画手續は進めていくものだというふうに加え、今回提案させていただいて、今後、事業に関しましては、先ほどのアリーナの件もございましたし、あとは駐車場のほうも台数が、具体的に少し、確かに確定していないところもあるということで、今後検討していくといったところもございますので、そこは今後、市全体として見定め、見ていかななくてはならないのかなと思っております。

(中村会長)

井口委員。

(井口委員)

結局、今のお答えは、上位計画がもうこれをやれと言っているんだから、もう仕方がないんですよというふうにしかな聞こえないわけですね。そしてもう一つ、今、すごくなるほどなど思ったのは、もともとこの提案、都市計画の話が始まる前の、時系列的で言えば、

最初は、市が考えていた再編整備計画だったらこんなふうにはならなかった、こういう計画にはならなかった。ところが、民間活用することが前提になって、民間に、言ってしまえば川崎とどろきパークの会社が決まって、そこが出してきた案になったら、これだった。非常に大きな、お金もいっぱいかかるし、都市計画も全部変えないとできないような案が出てきた。どっちを取るかという、皆さんは、市はそっちの大きい計画を取ったわけですよ。その是非について、我々は聞かれてもいないし、市民だって聞かれてもいない。もうこれで決まったから、これでいきましょうということだけが聞かれている。私は、これが都市計画なのかということ、根本から聞きたいとやっぱり思います。市がやろうとしていたことだって違うじゃんということについて、私は根本から考えなければならないことだとは思うんですね。

私は、今日は都市計画審議委員として参加させていただいているから、ここについては、やっぱりそのことを、都市計画審議委員としてどうなのかという判断を私はここでしたいと思います。もしできるなら、その結論を先延ばしにしてくれるとすごくうれしいけれど、ちょっと待ってという提案をすればいいのかなと思いますけれど、そこは委員会の運営の問題ですからお任せしますけれども、私は、ここは、中野サンプラザが今、一遍中断してまた違うことをやられていますのは知っているし、方法があると思うんですね。だけど、今この計画、こんなにドラスチックに、言ってしまえば、緑地を公園に変えるというものすごい大きな変更をここでやっていいのかということについて、私は疑問を本当に呈したい。緑地保全ということだけを目的にして、緑地という都市施設からレクリエーション、そういうものができる施設に、もう都市計画決定として変えてしまうということがいいのかということについて、根本から私は問題提起をしておきたいというふうに思います。

どう止めていいかわからないから、これで終わります。ありがとうございました。

(中村会長)

ありがとうございました。最後は御意見という形でございます。

最後の御意見に対して、何か市のほうから、事務局、何かございますか。

事務局、お願いします。

(吉尾担当課長)

重複することもあるかと思いますが、事業者が決まった後に、確かに都市計画の審議会に諮ったというのは、経過としてはあるんですが、説明の中でもあったように、都市計画については、再編整備実施計画、令和4年2月の市の考え方を示したところで既にあったものというふうに認識してございます。決して、事業者が決まって、それに合わせてといったところではないことは申し置きしたいというふうに思っております。

以上です。

(中村会長)

そのほかに発言がございます委員の方々、お願いいたします。

それでは、宮下委員、お願いいたします。

(宮下委員)

東洋大学の宮下と申します。

緑地保全とスポーツ拠点強化、あるいはにぎわいの両立というのは非常に難しい問題だというふうに認識しております。

その上で、先ほどの井口委員の質問と関連して、確認したいことが1点ありまして、今回、反対意見がかなり多かったということではあるんですけども、御説明会いただいた参考資料、公述意見及び都市計画案に対する意見の要旨と市の考え方の概要です。その5ページの真ん中ら辺で、公園整備に関連する意見の御回答の中で、2段落目です。

「等々力緑地再編整備実施計画改定時のパブリックコメントや令和5年5月及び令和6年6月のオープンハウス型事業説明会のアンケートでは、「飲食や休憩をできる場所が少ないため、そのような施設を造ってほしい」など、これまで等々力緑地に不足していた新たな施設の整備を求める御意見を数多くいただいています」、このように書いてあって、かなり肯定的な意見もあったのかなというふうに読み取れるんですけども、これの何か根拠とかがあれば、ぜひ教えていただきたいと思います。そのアンケートの結果とか、ちょっと私が今見た感じでは調べられなかったので、この数多くいただいているというふうに御判断されている根拠がもしあれば、教えていただきたいなというふうに思いました。

(中村会長)

事務局、いかがでしょうか。事務局、お願いします。

(宮川担当係長)

再編整備実施計画にも載っておりますとおり、パブリックコメントやアンケート結果なども実施計画に載っております。あと、我々が複数回行った説明会、そこで来られた市民の方に意見を聞いた結果がございまして、そこで賛成意見をいろいろと、直接話を聞いておりますし、実施計画に載っているアンケート結果で、そういう店舗、飲食店等が少なく必要になるというような意見もございましたので、こちらの内容を見ていただければと思います。

(宮下委員)

分かりました。じゃあ、そうすると実施計画を見てみたいと思いますけれども、反対意見が多いという一方で、こちらではもう、多くの意見があったということで、具体的な数字が分かればなと思ったんですけども、じゃあ、後ほどそれは確認いたします。

ここで書かれていることは、非常に重要ななと思っています。というのは、等々力緑地、やはり、実際に私も行ってみまして、そば屋さんが一つしかないというのはちょっと不便かなというふうに感じています。やはり、快適に過ごしていただくための整備というのはそれなりに必要だと認識しているはいるんですけども、一方で自然を対比するという観点も大事だと思っていて、このバランスが非常に大事かなというふうに今、話を伺っていて思っているところです。

私からは以上です。ありがとうございます。

(中村会長)

ありがとうございます。ほかに御発言がありますでしょうか。

それでは、伴委員、お願いいたします。

(伴委員)

まず一つ目は、食べ物屋さんが敷地にないということで、前に入り口のところに飲食店があったかと思うんですけど、あれがなくなったというのは、必要がないからなくなったのか、それとも何だろうかという、そこまでちゃんと調べられてのお話なのかということが1点。

あと、先ほどアリーナが建築費高騰で、もしかしたらということが書いてありましたけれども、競技専用の今のサッカー場のほうは、そういった計画は、見直しはないのかですね。今、2万7,000人入るといふに言われていますけれども、大体フロンターレの試合で、多くても2万3,000、この頃少ないと2万とかというので、私もよく行くので知っているんですけども、そこが3万幾らになる必要があるのかどうかというのが、やっぱり建築費高騰との兼ね合いで考えると、そこも見直ししてもいいんじゃないかなというふうに、何となく市民の立場で思うんですけども、そこはあまり、アリーナとは違った考え方なのではないかというのを伺いたいですね。

あと、最初の市の計画でも、私は今日初めて知ったんですね。知らなかったんですね。最初の市の計画と今の計画がそんなに雲泥の差があるということは、今、初めて知ったので、何で前のやつが今に変わったのかとか、そういう経緯を初めて知ったので、何か比較して考えたいというのは、今日ふと思いました。

以上です。

(中村会長)

御質問二つと、あと最後の、ありましたけど。

(宮川担当係長)

初めに、飲食店が閉店した件を伺いましたが、それは、以前にあったかというのは我々も知っております。そのような中で、今後どのような店舗、飲食がこの地域に必要かどうかというのは今、事業者の検討を進めておまして、まだどういう店舗が入るといふのは今後公表していく予定なんですけど、それについてはしっかりと調査等も行って、どのようなものが必要かというのは事業者等を含めてやっておりますので、今後、公表していきたいと考えております。

(武田課長補佐)

質問の二つ目ですかね。球技専用のスタジアムに関しての質問がございました。こちらも、物価の高騰で、当然でございますが、事業費が高騰してまいることも想定されますので、そういった意味では、いろいろな検討、これは工事費の精査も含めてですけども、行っていかなければならないと、そのように考えてございます。

先ほどの閉店した飲食店の件、ちょっと補足しますと、これは事業者さんのある話でござ

ございますので、この場でどこまでというのはございますけれども、理由が等々力緑地にあるのか、はたまたそれ以外なのかというのを含めて、いろいろ考える必要があるのかなと、そのように考えてございます。

回答は以上となります。

(中村会長)

伴委員さん、どうぞ。

(伴委員)

閉店した飲食店の話はそういうことではなくて、撤退するほど客が入っていなかったということは必要がなかったということなのかなということについて、どう考えているのかなということをお伺いしたかったということです。

あと、追加での質問なんですけど、市民からの意見で、スーパー銭湯とかパチンコ屋が建てられるのはと書いてありますけれど、計画にはそんなこと一切書いてはいないんですけど、この違いというんですか、本当にスーパー銭湯とかパチンコ屋が建てられる可能性はあるのかどうかというのを、もうちょっとはっきりどこかで示していただくと、この質問はなくなるんじゃないのか、それとも本当にそういう可能性はあるのかどうかというの、ちょっとはっきりと聞きたいなというふうに思いました。

(中村会長)

閉店した飲食店の件と、それから今、新たに建つ施設の可能性の件ですね。

事務局、いかがですか。

(武田課長補佐)

まず、飲食店につきましては、やはり等々力緑地、先ほど委員からもございましたけれども、絶対数がやはり少ないという状況には、これは声も上がっている、そのように認識してございます。そういった中で、必要か必要じゃないかということも含めてなんですけれども、ここもいろいろ検討をして考えていく必要があるのかなと、そのように考えてございます。

これは市もそうですし、今この事業を受けております事業者のほうも、当然、採算というような話も含めて検討はなされるものと、そのように考えてございます。

二つ目の質問でございますけれども、まず前提として考えないといけない、お伝えしなければいけない、我々、市としてのスタンスも含めてでございますが、ここは今回の都市計画法の話をしてございますが、この等々力緑地につきましては、都市公園法の範囲ということになります。となりますと、都市公園法の考えに沿った施設整備が当然なされるわけでございます、その中に先ほど委員がおっしゃられたものが入っているか、入っていないかも含めて、ここは我々行政のほうで、しっかり事業者の指導とか誘導、こういったものを図っていく話、そのように認識してございます。ですので、ベストな言い方を申しますと、公園にふさわしくない、そのような施設、こちらが、仮になんですが、事業者から提案がなされた場合につきましては、これは法に基づいた適切な対応を我々としては図

ってまいりたいと、そのように考えてございます。

回答は以上です。

(井口委員)

会長、すみません。今のは聞き捨てならない。

(中村会長)

井口委員、どうぞ。

(井口委員)

スーパー銭湯は事業者が造ると言いましたよね。そこははっきり答えてあげたほうがいいんじゃないですか。

(中村会長)

事務局、どうぞ。

(武田課長補佐)

事務局です。今の委員の御質問、スーパー銭湯という名称を使うか使わないかということも含めてでございますけれども、先ほど申しました都市公園法の中では、一応、公園の中に造っていい施設というものが列挙されてございます。その中に、今、委員がおっしゃられたような施設、その名称は、必ずしもおっしゃられたものだとは限りませんが、他都市の事例等も含めまして、一応、都市公園法の中で、運動施設といたしまして、温水利用型健康運動施設というものが定めてはございます。こちらに該当するものであれば、これは公園の中に基本的には設置できるものと、そういうふうに解釈はできるものと考えてございます。

回答は以上です。

(井口委員)

会長、すみません。

(中村会長)

井口委員、どうぞ。

(井口委員)

公園法の解釈はそうかもしれませんが、事実として、事業者は、この温浴施設とは何ですかと聞いたら、スーパー銭湯と答えましたよね。それは皆さんも聞いていて、私たちはこの前、委員会で視察に行って現地を、陳情請願審査の前の、まちづくり委員会の視察に行ったときに、明らかにそちらの課の方から、ここはスーパー銭湯と言われましたというふうに聞きましたが、それはお認めにならないんですか。

(中村会長)

事務局、いかがですか。お願いします。

(武田課長補佐)

名称がスーパー銭湯という表現が、我々としてふさわしいかということも含めてに考えてございます。そういった意味で申しますと、先ほどございましたけれども、都市

公園法の定めの中であるからいいという話ではなくて、当然この公園にふさわしいというものがつきますので、一般的などという、ここは目的になるようなという表現も含めまして、何のためにここにあるかというような整備も当然求めていく話だと、そのように認識してございます。

こういった話につきまして、いまだ、これ、正式には法に基づく許認可等の申請手続、こういったものが今後行われることになるんですけども、正式に市のほうにその申請書が出ているわけでは、今そういった状況にはございませんので、一応そういった話があったというのは、おっしゃられるとおりでございますけれども、正式にそういった申請書が出ているというような状況では、今のところはございません。

回答は以上になります。

(井口委員)

結構です。すみません。こだわりました。失礼しました。

(中村会長)

何かございますか、事務局。どうぞ。

(吉尾担当課長)

先ほど宮下委員のほうから、賛成意見がなかったかといったところで、ちょっと今スクリーンにお示しをさせていただいておるんですけども、再編整備実施計画をつくったときに、パブコメ等を当時行っていたといったところの御意見で、今のスクリーンのところにございます、キーワードでいうとトイレですとか園路の話、あとはスタジアムの収容人数とか、あと小中学校へのアンケート等も行って、プールを造ってほしいといったような、そういったような御意見がいろいろあった中で再編整備実施計画が生まれたといった経緯がございますので、補足で説明をさせていただきたいと思います。

それと、伴委員のほうから少し御意見があったスーパー銭湯という呼び方が、いわゆる建築の用途上あんまり、一般的などというところで、多分、井口委員がおっしゃっていた、当時、事業者の説明会ではそういったような発言が確かにあったというふうには聴いてございます。建築基準法上は、いわゆる先ほど言ったパチンコ屋さんですとか、いわゆる銭湯関係は、できるといえばできます。ただ、建築基準法ではできるんですけども、ここは都市公園法上の総合公園ということになりますので、今後、具体的にどういったような用途をつくるか、持ってくるかといったようなところについては、都市公園法上の中で、当然、公園施設としてふさわしいものを入れるといったようなプロセスがございますので、その中で決まっていくのかなと思います。その中に、いわゆる温浴施設とか、要はスポーツをして、汗を流して、立ち寄れるスペースというのも、いわゆるそういった施設としては認められているといったところがございます。

以上でございます。

(中村会長)

ありがとうございました。そのほか、いかがでしょうか。

佐々木委員、お願いいたします。

(佐々木委員)

市民委員の佐々木でございます。

ちょっと今の話に関連するかもしれないんですけど、私もちょっと心配していたのは、緑地が公園に変わって、いろんなものができて、市民のいろいろな意見の中にある心配事が実現してしまうのかどうかというところが一番心配なんですけど、説明いただいた中では、都市公園法というものがあって、都市公園にふさわしいものでなければいけないということで一つ安心感を持っていたんですね。ですので、私もパチンコ屋が公園に必要なのかというのは、いや、普通、必要じゃないなと思っていたんですけど、それはもう法律的に駄目だということを認識して、安心していました。

それで、温浴、スーパー銭湯がいいか悪いかは、それぞれの個人の判断なのだと思うんですね。私はすごいいいと思って聞いていたんですけども、なぜかという、やはり御意見にあったとおり、非常に環境のいいところなので、ランニングして汗をかいた後に、ちょっとそのままでは電車もバスも乗りたくないの、やっぱりさっぱりしたいの、そういう温浴施設があったら非常にうれしいのと、個人的には思って聞いていました。

それともう一つ、今のは感想なんですけど、質問は、回答の中に、ヘリコプターが降りられる場所を造るとあったと思うんですが、その目的は何でしょうかというのが質問です。

(中村会長)

事務局、お願いいたします。

(武田課長補佐)

等々力緑地につきましては、都市公園ではございますけれども、併せまして、都市公園の機能の一つといたしまして防災機能も有してございます。これは大きな災害が発生したときに、例えば自衛隊とか警察の方、あと消防、こういった方の活動拠点、こういった広い、公園のような広い場所が、なかなか都市部、市街地に、これほどの広さの広場等々の確保が必ずしもできるというわけではございませんので、ここは川崎市といたしましても、この等々力緑地について必要な防災機能、こちらを、別の計画ではございますが、位置づけた上で、こちらにそういった対応ができる施設を、機能を持たすと。その中の一つがヘリコプター、こちらの臨時離着陸場というところでございます。離発着ができる場所ということなんです。

これから具体的な場所を、今回、再編整備を進めてまいる予定でございますので、その中でどこにそういった機能を持たせるかというようなことも含めまして、今、検討をしていくものでございます。そういったところでございます。

回答は以上となります。

(中村会長)

佐々木委員。

(佐々木委員)

ちょっと場所がみあたらなかったのが不思議だったのですが、それはこれから検討されるということで理解しました。

今回、民間PFIでしたか、委託していろいろなものができると思うんですが、例えばそういう今のような災害対策に非常に有効だと思えるようなものが、PFIの仕組みでもできると思ってよろしいんですね。

(中村会長)

事務局、いかがですか。お願いします。

(武田課長補佐)

事務局です。今の御質問でございますが、事業の特性というお話も入ってしまうのですが、簡単に申しますと、今回PFIで自由に何でもという話ではございませんで、通常こういった事業になりますと、要求水準という形で、こういったものを整備するというようなことを事業者に求めるというような、そういったプロセスがございます。

今回につきましても、同様に今、前に示されてございますけれども、こういった機能を、これは本市の行政機能アプリも位置づけておるところでございますが、同じ内容を、これは事業者も求めているというところなんです。ですので、先ほどの繰り返しになりますけれども、ここに記載のある機能につきましては、主に等々力緑地の中で設けていくというような事業になってございます。

回答は以上となります。

(中村会長)

そのほかいかがでしょうか。御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

大沢委員。

(大沢委員)

この防災のところで、市の公聴会、それから意見書に対する意見のところで、立体駐車場に関しまして御意見を頂戴している中で、どちらかというところ、火災に対する立体駐車場のことについて書かれていると思うんですけど、一方、立体駐車場は高いので、浸水リスクが高いところでは避難場所としても有効というような、多分、視点もあるんじゃないかなと思うんですけど、一方、市の回答を見ると、どちらかというところ、浸水に対する対応がちょっと薄いかなと思ったんですが、当然、立体駐車場にすることによって、当然高くなって浸水深より高い位置に避難できる。それは開放しておけば、地域の皆様にとっても非常にメリットがあるということはあると思うんですが、ちょっと今回それは書かれてはいないのですが、そういったふうに活用されるというような認識をしてもいいのかなということについて、お聞かせいただければと思います。

(中村会長)

事務局、お願いいたします。

(武田課長補佐)

御助言を本当にありがとうございます。まさに、浸水が起こった場合につきましては、

低いところより高いところのほうがより安全になってくるわけでございますので、今、委員がおっしゃられたような意見、御助言を踏まえて、我々としても受け止めさせていただきたいと思っております。御助言をありがとうございました。

(中村会長)

そのほかいかがでございましょう。

大体、出尽くしたようでございますので、御質問等はこれまでとさせていただきます、これより採決に入りたいと思っております。

ただいま御審議いただきました議案につきましては、等々力緑地公園関連案件に関する議案でございますので、一括して採決をさせていただきます。

それでは、諮問第498号、諮問第499号、諮問第500号、諮問第501号、諮問第502号、及び諮問第503号につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

—— 賛成多数 ——

(中村会長)

ありがとうございました。賛成多数をもちまして、原案どおり可決されました。本日付で、市長宛て答申をいたします。

本日は議案が多くなっております。ここで一旦10分ほど休憩を取りたいと思っております。4時55分の再開とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

—— 休憩 ——

(中村会長)

それでは、会議を再開いたします。

続きまして、諮問第504号「川崎都市計画ごみ焼却場の変更（1号堤根ごみ焼却場）」につきまして、本日付で川崎市長から諮問を受けております。

なお、関係職員として、環境局施設建設課から職員が出席をしております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(吉尾担当課長)

それでは、諮問第504号「川崎都市計画ごみ焼却場の変更」について御説明いたします。スクリーンを御覧いただくとともに、お手元のタブレット端末のファイル1-7、諮問第504号（1号堤根ごみ焼却場）をお開きください。スクリーンを用いて御説明いたしますが、説明内容に該当するファイルのページをスクリーンに表示しておりますので、適宜御確認ください。

スクリーンを御覧ください。

初めに、堤根ごみ焼却場の位置関係について御説明いたします。

こちらは位置図でございます。スクリーン上が北となり、今回御説明する堤根ごみ焼却場は赤色に着色された区域でございます。JR東海道本線、南武線、南武支線に囲まれた敷地でございます。

続いて、周辺の主な都市計画道路でございますが、北側に黄色の国道1号線、だいたい色の川崎町田線、南側水色の日進町下並木線、緑色が国道15号でございます。

こちらは航空写真でございます。今回予定している堤根ごみ焼却場の区域は赤色でございます。

続いて、上位計画の位置づけでございます。

まず、川崎市総合計画第3期実施計画でございます。

川崎市総合計画とは、本市が目指す都市像やまちづくりの基本目標を定めたものであり、持続可能な循環型のまちを目指した取組の推進の一つとして、安定性、安全性を確保した、効率的、効果的な廃棄物処理事業の推進を掲げております。

次に、都市計画マスタープランでございます。

都市計画マスタープランとは、本市の都市計画に関する基本方針を示すもので、廃棄物の処理について、適正かつ安定的に処理施設を稼働させるとともに、長期的な視点で適正な処理施設の更新を進めることとしております。

最後に、一般廃棄物処理基本計画及び今後のごみ処理施設の整備方針についてでございます。

一般廃棄物処理基本計画は、ごみの減量やリサイクルを推進し、環境に優しい持続可能な循環型社会の構築に向け、考え方や方向性を定めたものでございます。また、今後のごみ処理施設の整備方針は、安定的安全性を確保した効率的、効果的な廃棄物処理事業の推進を行うための考え方を取りまとめたものであり、市内に4か所ある処理センターのうち、3か所の処理センターのみ稼働させ、残りの1か所の処理センターを休止し、更新する3処理センター体制を定めております。これら上位計画によりまして、老朽化した堤根処理センターの建て替えが位置づけられております。

スクリーンには川崎市のごみ処理体制をお示ししておりまして、南から浮島、堤根、橘、王禅寺の四つの処理センターがございます。令和6年4月から新たな橘処理センターが稼働したことから、堤根処理センターは3月で稼働を停止しておりまして、現在は浮島、橘、王禅寺の三つの処理センターでごみの焼却処理を行っております。

こちらは、3処理センター体制のイメージでございまして、10年サイクルで1か所の建て替えを行うこととしておりまして、市内4か所のうち、現在、稼働が3処理センターということでございます。

これまでの堤根ごみ焼却場の経緯でございます。

堤根ごみ焼却場は、昭和15年2月に現在の施設の前のごみ焼却場が竣工いたしました。当時の処理能力は1日当たり22.5tでございます。その後、昭和28年3月に人口増加などによるごみ量の増加などに対応するため、1号堤根ごみ焼却場、区域面積約1.4

8ヘクタールで都市計画決定を行い、同年に1日当たりの処理能力が30tになるように焼却場の改修を行いました。その後、さらなる人口増加などによるごみ量の増加に対応するため、ごみ焼却施設の建て替えが必要になったことから、昭和54年に現在の施設に建て替えられております。現在の処理能力は、1日当たり600tとなっております。施設は、建て替え工事を行っていた高津区の処理センターの稼働に合わせて、令和6年3月に稼働停止してございます。

続いて、事業概要についてでございます。

初めに、堤根ごみ焼却場の現況でございます。スクリーンには平面図をお示ししております。スクリーン右上が北でございます。中央のオレンジ色の建物がごみ焼却処理施設、青い建物が洗車場、ピンクの建物が計量棟になります。その他、煙突、旧空き瓶施設がございます。敷地の東側には、東京電力の送電鉄塔が建っており、敷地内上空を送電線が通っております。

次に、新施設の土地利用計画でございます。

建て替え計画では、現施設と同様、敷地中央にごみ焼却処理施設、その周囲に計量棟や洗車場、煙突と配置をしております。配置計画につきましては、可能な限り住宅地から離し、線路側に寄せ、施設と住宅地との間には、緩衝帯として緑地を配置しております。ごみ収集車両などにつきましては、現施設と同様に、前面の市道堤根2号線から搬入出する計画としております。

こちらは完成イメージ図をお示ししております。幸区柳町方向から臨んだ図をお示ししております。中央の茶色の建物がごみ焼却処理施設でございます。外壁の色につきましては、今後、景観法や本市景観条例等を遵守し決定してまいります。

ごみ焼却処理施設の工事期間でございますが、解体撤去工事は令和8年度から令和12年度まで行い、建設工事は令和13年度に着工、その後、令和16年度に工事完了を予定しております。工事期間は、全部で約10年程度を見込んでございます。

続きまして、都市計画案について御説明いたします。

変更の内容でございます。スクリーンには計画書を映しております。今回の変更では、区域の変更に伴い、面積を約1.48ヘクタールから約2.1ヘクタールに変更するものでございます。

変更理由でございます。本案は、老朽化による1号堤根ごみ焼却場の建て替えに伴い、環境負荷低減や環境保全のための最新式排ガス処理設備や、脱炭素化の推進のための高効率発電設備の導入を行うことで、ごみ焼却処理施設の規模が大きくなることから、効果的かつ効率的な土地利用及び車両動線等を確保するために、必要な区域を編入するとともに、将来におきまして、活用しない区域を除外するという都市計画の変更を行うものでございます。

変更する区域を、計画図を映しております。現在の堤根ごみ焼却場の区域は、スクリーン上、黄色の区域でございます。これを赤色の区域に変更しようとするものでございます。

最後に、都市計画案の策定経過でございます。

令和6年10月21日に、都市計画の素案について説明会を開催いたしました。その後、10月22日から11月5日まで素案の縦覧を行いました。公聴会は、公述の申出がなかったことから開催しておりません。その後、令和7年4月23日から5月7日まで、都市計画法第17条の規定に基づき案の縦覧を行いました。法定縦覧に対する意見書の提出はございませんでした。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(中村会長)

御説明ありがとうございました。議案の内容につきましては、以上のとおりでございます。

それでは、諮問第504号につきまして、御審議をお願いいたします。御意見、御質問があります方は、どうぞ挙手の上、御発言ください。

特によろしゅうございますかね。

—— なし ——

(中村会長)

ありがとうございます。

それでは、御質問等につきましては、これまでとさせていただきます、これより採決に入りたいと思います。

諮問第504号「川崎都市計画ごみ焼却場の変更(1号堤根ごみ焼却場)」につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

—— 総員挙手 ——

(中村会長)

ありがとうございます。総員の賛成をもちまして、原案どおり可決されました。本日付で市長宛て答申をいたします。

ここで関係職員の入替えがございます。しばらくお待ちください。

よろしいですか。

それでは、続きまして、諮問第505号「景観法第8条第1項に基づく川崎市景観計画の変更(武蔵小杉周辺景観計画特定地区の変更)」につきまして、本日付で川崎市長から諮問を受けております。

こちらは、景観法に基づいて、当審議会の意見を聴くということでございまして、色彩や照明、緑等の景観の基準の内容については、これまで景観審議会でも繰り返し審議されたと伺っております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。事務局、お願いします。

(町井課長)

本件につきましては、担当課であるまちづくり局計画部景観地区まちづくり支援担当から説明させていただきます。

(雛元担当課長)

それでは、諮問第505号「景観法第8条第1項に基づく川崎市景観計画の変更（武蔵小杉周辺景観計画特定地区の変更）」を御説明いたします。お手元のタブレット端末のファイル資料1、諮問第505号をベースにスクリーンを用いて御説明します。スクリーンには、お手元の資料の参照ページを表示しておりますので、適宜御確認ください。

本日の御説明は、スクリーンに表示のとおりでございます、6番と7番の案に対する御意見を伺うものでございます。

初めに、1、諮問の趣旨でございます。

川崎市景観計画で定めている、こちらの武蔵小杉周辺景観計画特定地区内のただいま表示した「⑭小杉町1丁目地区」において、現在、民間開発事業が進められていますので、この地区の景観形成基準と景観形成方針を追加することについて御説明し、意見をいただくものでございます。

次に、2、川崎市景観計画の位置づけと変更手続についてとしまして、初めに（1）川崎市景観計画の位置づけでございますが、景観法に基づく位置づけをスクリーン下側の計画体系図で御説明いたします。

まず、景観法第8条第1項に基づき、景観行政団体である川崎市が川崎市景観計画を定めております。景観計画は、第7項に基づき、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に適合するよう定めております。また、第8項に基づき、川崎市基本構想に即するとともに、都市計画マスタープランに適合するよう定めております。

次に、（2）川崎市景観計画変更の手続についてでございますが、景観法第9条第8項で準用した第2項において、計画策定時と同様、変更にあっても都市計画審議会の意見を聴かなければならないとされております。また、川崎市都市景観条例第9条第3項において、景観計画を変更しようとするときは、川崎市都市計画審議会の意見を聴くか、川崎市都市景観審議会の意見を聴かなければならないとしております。

続きまして、3、川崎市景観計画における地区指定の状況でございますが、（1）景観計画区域につきましては、市全域と定め、外観の色彩基準等を規定しております。

（2）景観まちづくり先導地区でございますが、景観拠点における良好な景観の創出、先導に向けて地区を指定し、基準を定めることとしておりまして、①景観計画特定地区、②地区計画区域における形態意匠制限、③都市景観形成地区の三つがございます。

このうち、武蔵小杉周辺地区については、①景観計画特定地区として、景観形成を先導していく地区や景観の骨格を構成する重要な地区に指定し、より積極的な景観の形成を図るため、詳細な景観形成方針、基準を定めております。

次に4、武蔵小杉周辺景観計画特定地区の概要、(1)地区指定等の経過でございますが、平成17年以前は工場の撤退など大規模な土地利用転換が進められており、その機会を捉えて、まちづくりの誘導に取り組んでおりました。そして、平成17年1月に当該地区を都市景観条例に基づく地区に指定し、平成26年3月、平成30年1月には、それぞれ大規模開発を契機とした区域の拡大を行っております。また、令和2年9月には、小杉駅北口駅前まちづくり方針を策定し、まちづくりの方向性として、土地利用や景観等について定めております。

次に、(2)景観形成方針基準の指定状況でございますが、この地区には四つの基本目標と、地区内に五つの軸と三つの核を設定し、それぞれに方針を定めております。また、これらの景観形成方針に基づき、特定地区内の各地区に景観形成基準を定めております。

次に、(3)都市計画マスタープランとの整合でございますが、特定地区は景観計画で位置づけているものですので、先ほど御説明したとおり、都市計画マスタープランに適合するよう、この地区の基本目標、景観構造を定めております。

まず、基本目標でございますが、左側に都市計画マスタープラン「小杉駅周辺まちづくり推進地域構想」における都市環境の方針の中から、景観に関する事項を抜粋したものを示しております。こちらを基に、右側のとおり、この地区の基本目標を定めています。

また、景観構造でございますが、左側に将来都市構想図を示しております。こちらから右側の景観構造を導き出し、軸や核を設定しています。このとおり、当該特定地区は都市計画マスタープランに適合するよう方針を定めているところです。

次に、5、今回の追加内容でございます。民間による開発事業が進められている小杉町1丁目地区は、武蔵小杉駅北口にございまして、まず(1)小杉駅北口周辺の指定状況としましては、駅南口については交流の核の方針を過去に定めていますが、北口周辺の街区ではこれまで開発の動きがなかったことから、北口には交流の核としての方針がありません。そして、今回開発される街区、小杉町1丁目地区は、特定地区の区域に入っておりますが、景観形成基準がない地区となっております。そのため、(2)今回の追加内容でございますが、景観形成方針に「交流の核(武蔵小杉駅北口周辺)」を、景観形成基準に「小杉町1丁目地区」を追加いたします。

ただいまスクリーンに資料2を映しておりますが、こちらが川崎市景観計画で特定地区を規定している別表1でございまして、1ページの赤枠が、ただいまの内容を追加した変更案でございます。

6、景観形成方針案でございますが、令和2年9月に策定した小杉駅北口駅前まちづくり方針を踏まえて作成しております。景観形成方針案、交流の核、武蔵小杉駅北口周辺として、a「駅及び駅前空間とまちのつながりを創出する、広域拠点にふさわしい景観を形成する。」など、三つのキーワードを設定しました。景観計画別表1では、こちら5ページの赤枠の記載になります。

次に、7、景観形成基準(案)、(1)作成の考え方でございますが、①小杉駅北口の状

況といたしまして、暖色系の色彩を基調とした住居系エリアに隣接していること、「小杉町2丁目地区」及び「小杉町1・2丁目地区」の景観形成基準との整合、②景観形成方針(案)、「交流の核(武蔵小杉駅北口周辺)」のキーワード、③景観形成方針「医療と文教の軸」として定めた、北口駅前の活気あるまちから、緑豊かな等々力緑地へつながるにぎわいと緑の連携軸の創出、④都市景観審議会での意見聴取、⑤パブリックコメントの実施結果を踏まえて、小杉町1丁目地区の景観形成基準(案)を作成しました。

次に、(2)主な景観形成基準についてでございますが、ただいま御説明した景観形成方針に従い、空間を構成する要素ごとに基準を作成しました。資料1とスクリーンでは抜粋して御説明いたしますが、資料2のほうで、この地区に定める基準案全てを御確認いただけます。なお、広告物につきましては、事業の進捗に応じ、別途定めることといたします。

初めに、①施設計画・建築物等のデザインといたしまして、建築物の配置や歩行者動線は、武蔵小杉駅北口の歩行者ネットワークや回遊性を踏まえてデザインするなどしております。

次に、②外観の色彩といたしまして、「医療と文教の軸」沿いに立地することから、暖色系のアースカラーを基調とした温かみのある街なみとなるよう配色を行うなどしております。

次に、③広場・通りのデザインといたしまして、通りやペDESTリアンデッキは、潤いやにぎわいを感じながら、安全で快適に歩くことができる空間にするなどしております。

次に、④照明のデザインといたしまして、建築物の外構に設置される屋外照明で道路から視認されるもの及び地上階または屋外テラスに面する室内において使用する照明は、演色性が高く、かつ、温かみのある光源を基調とするなどしております。

次に、⑤みどりのデザインといたしまして、等々力緑地へ向かう武蔵小杉駅北口駅前として、地域の特性を踏まえた多様な樹種を活用し、平面的・立体的に広がりのある緑の空間を創出するなどといった基準を定めることとしております。

景観計画別表1では、こちら、6、7ページの記載になります。

なお、ただいま説明しました景観形成基準(案)は、パブリックコメントを踏まえた修正を行っておりますので、(3)パブリックコメントの実施結果について御説明いたします。

意見総数は、2通、6件。主な意見でございますが、景観形成基準に関するもののほか、武蔵小杉のまちづくりの道路植栽の考え方等があり、このうち景観形成基準についての御意見は、本案の骨子に沿ったものであることから、基準としてより丁寧に示すため、意見を踏まえた文言を基準の一部に追加する形で修正を行っております。

修正の内容でございます。いただきました御意見でございますが、「広場について、屋根や木々を利用して雨や夏の日差しを和らげる工夫があるとうれしい。また、雨の日でも小学生以上の子供たちが集まれる場所があるとよい」とありました。

本地区では、建物内に中央広場が計画されており、雨や日差しを避けて交流できることが想定されていることを踏まえ、基準をより丁寧に示すため、広場・通りのデザインの基

準を、屋内外に設ける広場等は、居心地のよい空間とし、利用者の交流を誘発するデザインにより、温かさやにぎわいのある空間づくりをするといたしました。資料3には、いただいた全ての意見の要旨と市の考え方を記載しております。

今後、都市計画審議会及び都市景観審議会でもいただいた意見を踏まえ、方針、基準を作成し、秋頃に施行いたします。

説明は以上でございます。

(中村会長)

御説明ありがとうございました。内容につきましては、以上のとおりでございます。

それでは、諮問第505号について、御質問や御意見がありましたら、御発言をお願いいたします。

大澤仁委員、お願いいたします。

(大澤(仁)委員)

どうも御説明ありがとうございました。

11ページの、景観形成方針(案)のcで、純粹に、全くこの案件とも関係なく、この文章を読んでいますと、ペDESTリアンデッキレベルに面して店舗を配置して、にぎわいと交流の空間を創出すると書いてあるんですが、デッキレベルに面して店舗を配置することだけで、にぎわいと交流の空間をつくるという、この店舗というところが気になるんですね。というのは、店舗というのは御案内のとおり、ビルのテナント戦略、その他様々なところで、どういう店舗を入れるかとか、入れないかとか、あるときには店舗じゃないものにしていくとかという辺りのところで、非常にビルの事業と絡むようなところがあるんですが、川崎市のほうで求めたいのは、にぎわいと交流の空間を創出するということだと思いませんか。そうすると、あえて店舗を配置するということを明示する必要があるかどうかということについてお尋ねしたいんです。多分この言葉が出てきたのは、事業者さんとの会話の中で出てきたんだと思いますので、そちらのほうで自信を持ってそうするということができれば、市のほうとしては受けざるを得ないという対応かと思うのですが、念のため、お尋ねいたします。

(中村会長)

ただいまの質問に関しまして、事務局、よろしいでしょうか。お願いいたします。

(雛元担当課長)

先ほど、この方針と基準のほうを、何を基に策定したかという御説明をいたしました。こちらのスライドにも表示されておりますとおり、小杉駅北口駅前まちづくり方針、これは令和2年9月に策定しておりますが、このまちづくりの方向性の中で、ペDESTリアンデッキに面して店舗を配置し、ということで書いております。そちらによって、にぎわいと交流の空間、交流の空間というのは人が集まるというところで設定しておりますので、この建物には広場なども設定しておりますので、そことペDESTリアンデッキがつながるようというところで、このことを方針としては置いているところです。

そして、おっしゃるように店舗だけではないというところがございますので、広場・通りのデザインです。基準のほうになるんですけれども、スライドだと14ページになります。こちらのほうで、通りやペDESTリアンデッキは、潤いやにぎわいを感じながら、安全で快適に歩くことができる空間にするということで、景観上の具体的な仕掛けを考えると、ここで具体的な基準にしているところがございます。

以上でございます。

(中村会長)

ありがとうございました。ほかにはいかがでございましょうか。

—— なし ——

(中村会長)

特になさそうでございますので、それでは、ここでただいまの諮問第505号につきまして、採決といたしましょうか、取扱いについて御相談をしたいと思います。

諮問第505号「景観法第8条第1項に基づく川崎市景観計画の変更（武蔵小杉周辺景観計画特定地区の変更）」につきましては、当審議会としては異存なしといった形で回答してよろしゅうございましょうか。

—— 異議なし ——

(中村会長)

ありがとうございます。

それでは、異議なしという形で、本日付で市長宛て答申いたします。ありがとうございます。

それでは、また関係課の入替えがございます。少々お待ちくださいませ。

続きまして、その他の報告案件といたしまして、「低炭素都市づくり・都市の成長への誘導ガイドライン」の改定について、並びに「川崎市都市計画審議会低炭素都市づくり等検討及び評価小委員会運営要領」の改定についての報告がございます。

事務局から説明をお願いいたします。

(町井課長)

それでは、「低炭素都市づくり・都市の成長への誘導ガイドライン」の改定について、お手元のタブレット端末を用いて御説明させていただきます。

ファイル3-1から2、その他報告、低炭素ガイドライン要領改定をお開きください。なお、スクリーンには、お手元の資料と同じものを映し、説明する部分について赤枠で表示を行いますので適宜御覧ください。

低炭素都市づくり・都市の成長への誘導ガイドラインは、本市のまちづくりにおいて積

極的な地球環境への配慮や、都市の成長に資する取組を適切に評価するため、都市計画における容積率特例制度等の運用の考え方をお示ししたものでございます。

改定に当たりましては、本年3月24日に本市都市計画審議会の小委員会である低炭素都市づくり等検討及び評価小委員会を開催し、技術的な助言をいただきながら本ガイドラインを改定しましたので、本日御報告させていただくものでございます。

初めに、ガイドラインの概要について御説明した後、具体的な改定内容について御説明させていただきます。

それでは、お手元の資料2ページを御覧ください。

低炭素都市づくり・都市の成長への誘導ガイドラインについて御説明いたします。

まず1、概要でございますが、本ガイドラインは環境に配慮された持続可能で豊かなまちづくりを推進し、本市のまちづくりにおける地球環境への配慮及び都市の成長に資する取組等を適切に誘導するための容積率特例制度の運用基準をお示しするものでございます。

2、対象となる都市計画制度といたしましては、民間開発を誘導する都市計画制度のうち、高度利用地区及び再開発等促進地区を定める地区計画が対象となります。

3、評価方法でございますが、本市都市計画審議会が設置し、学識者で構成する低炭素都市づくり等検討及び評価小委員会において、事業者による環境配慮、都市機能、都市防災、都市空間の取組について評価を行います。

4、割増容積率の考え方につきましては、基準となる割増容積率に、総合評価に基づく割増係数を乗じることにより、割増容積率を算出いたします。割増容積率のイメージは資料下段に示したとおりでございます。積極的かつ優れた取組を行う計画については、従来よりも高い割増容積率を得ることができ、取組が消極的な計画に関しましては、割増容積率が低くなる制度となっております。

低炭素都市づくり・都市の成長への誘導ガイドラインの概要は以上でございます。

それでは、ガイドラインの改定について御説明いたします。

改定の背景ですが、平成27年3月に低炭素都市づくり・都市の成長への誘導ガイドラインを策定してから約10年が経過し、その間には、低炭素化から脱炭素化に向けた取組の推進や、令和7年3月には立地適正化計画を策定するなど、これらの変化と整合を図る必要があると考え、本ガイドラインを改定することといたしました。

改定の経過ですが、本年3月24日に低炭素都市づくり等検討及び評価小委員会を開催し、その後、5月15日に市ホームページに公開し、同日に施行いたしました。

それでは、具体的な改定の内容について御説明いたします。

資料2、ガイドライン新旧対照表を御覧ください。

右側に改定前、左側の改定後のガイドラインの抜粋を記載しております。

改定の概要について御説明いたしますが、資料には全文を記載しておりますので、適宜御覧ください。

資料2の1ページ、本ガイドラインの名称について、脱炭素都市づくり・都市の成長へ

の誘導ガイドラインに改定いたします。

資料2の2ページ、背景には、今回の改定に至る国や本市の動向について追記いたします。

続いて3ページ、4. まちづくり方針との整合の項目について、先日、都市計画審議会にお諮りし、3月27日付で策定した立地適正化計画を追記いたします。

続いて4ページ、5. 地球環境への配慮及び都市の成長に資する取組の(1)環境配慮におけるCO₂排出量の抑制の部分には、本市の脱炭素化に向けた取組と整合を図るため、CO₂排出量の抑制について「CO₂排出実質ゼロに向けた」を追記いたします。

その下には参考例を追記しております。

その下、地球環境に配慮した先進的な取組として、参考例を追記しております。

次に、9ページでございます。都市再生特別地区運用指針の(2)では、「低炭素都市づくりへの貢献」としていたことから、「脱炭素都市づくりへの貢献」に改定しました。また、その下の箇所には、CO₂排出実質ゼロの文言を追記いたします。

10ページにつきましては、ガイドラインの名称改訂に合わせた修正を行います。

以上がガイドラインの改定箇所でございます。

今回のガイドラインの改定につきましては、国や本市における脱炭素化に向けた取組の動向や、本市における立地適正化計画の策定に対応するための文言整理等を行うものとなっております。制度自体の変更はございません。

ガイドライン改定についての報告は以上になります。

続いて、川崎市都市計画審議会低炭素都市づくり等検討及び評価小委員会の運営要領の改定について、お手元のタブレット端末を用いて御説明させていただきます。

ファイル3-1から2、資料4、運営要領新旧対照表をお開きください。なお、スクリーンには、お手元の資料と同じものを映し、説明する部分について赤枠で表示を行いますので、適宜御覧ください。

具体的な改定内容ですが、資料4、運営要領新旧対照表1ページを御覧ください。

低炭素都市づくり・都市の成長への誘導ガイドラインの改定に合わせ、要領や小委員会の名称についても、低炭素から脱炭素へ改定いたします。

要領の目的についても、低炭素から脱炭素への文言整理を行います。

要領の改定につきましては、会長の決裁をいただき、本日付で施行したいと考えております。

以上で、川崎市都市計画審議会低炭素都市づくり等検討及び評価小委員会運営要領の改定についての御説明を終わらせていただきます。

(中村会長)

ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告事項につきましては、議案ではございませんので、委員の皆様方に御審議をお願いするものではございませんが、せっかくの機会でございますので、

御意見、御質問がございましたらば、御発言をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

井口委員、お願いいたします。

(井口委員)

せっかくの機会ですので、一つだけ御答弁をいただければと思うんですけど、この「低」が「脱」になったことについては社会の流れですから、そんなに目くじらを立てることで全然ないと思っておりますので、それはそれでいいんですけど、そもそもこのガイドラインの名前が、最初に脱炭素ということが出てきて、そして都市の成長に誘導ということで、それが2番目に出てくるので、私は最初に出てきたとき、すごく期待したんですよ。都市の成長の中で、低炭素になることをうんとやってくれるのかなというふうに思ったら、要は容積緩和ですよ。高い建物ができることが何で低炭素なんだという疑問にぶつかって、これはどう考えればいいのかと、非常に私は疑問を持ったところなんです。

それで、何度か議論させていただいているので、これは別に脱炭素と低炭素の問題だけじゃなくて、にぎわいだとか、人がいっぱい集まってくるとか、そういうもの、都市の成長ということをやりたいということが目的だと承知したと、そういうお話だったので、私は、これは名前を反対にしたほうがいいんじゃないかなというふうに思っているくらいでした。

改めて、このガイドラインで、つくりたい都市の都市像というのか、この低炭素なり脱炭素なりという言葉を入れた上で、この四つの基準をやると、規制緩和、高さの緩和になる。都市の魅力と高さの関係というか、これを言葉にしてほしいんです。

今日は別に、採択もあるわけじゃないので、御答弁いただければ、それでもう結構なんですけど、このことをぜひ聞いてみたかったので、いい機会ですから教えてください。

(中村会長)

ただいまの御質問でございました。事務局、いかがでしょうか。事務局、お願いします。

(町井課長)

容積緩和につきましては、環境配慮の取組を用いることにしております。より高度な環境配慮といいましても、日進月歩だと思います。日々、いろいろ技術革新というところが進んでいるかと思いますが、そういった環境配慮の項目を、プロジェクトで使うことによって、そういった意識がまたほかのプロジェクトに波及するような、そういった期待を持って進めているところでございます。

委員おっしゃるとおり、環境配慮だけではなく、ほかに三つの評価する項目がございます。都市機能、都市環境、都市防災、といったほかの項目を評価することによって、この地域にとってよりよい施設となるようなことを期待して、この制度をこれからも運用していきたいというふうに考えております。

高さとの関係になりますが、例えば、面的に高さを抑えて、広い建物にすることによって、余計、風の当たる面積が広がります。それよりも、建物を絞って、建物の角を丸め

ることによって、風をその周りに流すという工夫によって、ビル風の低減ということもできますし、また、建物を絞ることによって、建物の周りに空地が設けられますので、そこに防風植栽なんかを設けることによって、風の低減なんかも図られるというふうに考えておりました、そういった工夫をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

(井口委員)

結構です。

(中村会長)

いいですか。

(井口委員)

はい。

(中村会長)

そのほか、いかがでございましょうか。

—— なし ——

(中村会長)

特にならぬでございます。

それでは、報告事項は以上とさせていただきます。

本日の議事は、以上で全て終了いたしました。

これもちまして、第102回川崎市都市計画審議会を閉会といたします。

傍聴の方は、もうおられませんですね。

皆様方、大変お疲れさまでございました。

それでは、進行を事務局へお返しいたします。

(関口部長)

中村会長、ありがとうございます。皆様も、遅い時間まで御審議いただきまして、誠にありがとうございます。

事務局からは、事務連絡が1点ございます。

次回の審議会につきましては、10月下旬から11月頃の開催を予定してございます。また、詳細につきましては、改めて御案内申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

事務連絡は以上でございます。

本日は誠にありがとうございました。